

半田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世孝宏

#### 半田市条例第四号

#### 半田市手数料条例の一部を改正する条例

半田市手数料条例（昭和三十九年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条中「現金」の次に、「クレジットカード又は電子決済」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

#### （郵送料の徴収）

第四条 市長は、郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求められたときは、前条に規定する手数料の他に、当該送付に係る郵送料を当該申請者から徴収することができる。

別表第一の三十七の項中「及び送付に要する」を削る。

別表第二興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料の項の次に次のように加える。

既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	一件	二七、〇〇〇円	〃	
既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定申請手数料	一件	二七、〇〇〇円	〃	

別表第二建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」に、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

#### 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定、第四条から第九条までの改正規定及び別表第一の改正規定は、令

和六年六月一日から施行する。